中医協　総－５－１
８．１１．６

薬価基準から削除する品目について

○　医療上の需要がなくなる等の理由により、製造販売業者が供給の停止及び薬価基準からの削除を希望する場合は、製造販売業者から提出される供給停止に係る事前報告書及び薬価基準収載品目削除願（以下「薬価削除願」という。）に基づき、厚生労働省において関係学会の意見を聴いた上で薬価削除等の可否を判断している。

○　別添の 657 品目については、関係学会より薬価基準からの削除について了承が得られ、厚生労働省においても薬価削除して差し支えないと判断をした品目である。

○　別添の 657 品目の内訳について、610 品目は、薬価削除後も同一成分の他の医薬品が存在する。残りの 47 品目については薬価削除により成分単位で削除されるものであるが、他成分での代替薬が存在する等の理由により、削除により医療上の問題は生じないと判断されたものである。

○　別添の 657 品目については、令和８年 11 月頃に経過措置に移行予定であり、経過措置期間は令和９年３月末までである。